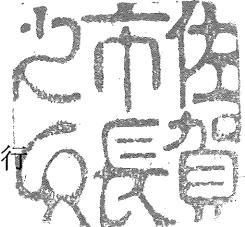


諮詢書

佐市健第1492号
平成24年10月24日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明様

佐賀市長秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、
下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1. 諒問事項

佐賀市健康運動センターへの監視カメラ設置に伴う、個人情報の本人以外からの
収集及び外部提供を行うことの可否について

2. 諒問理由

佐賀市健康運動センターは、屋内プール、トレーニングルーム、グラウンドなどを
有する複合施設であり、子どもから高齢者まで幅広い世代の市民に利用されてい
る。

このため、利用者の安全を確保することを目的に、施設内の誇示や犯罪の防止等
の効果が期待できる監視カメラを設置する。

3. 所管課

健康づくり課

4. 管理者

指定管理者

5. 設置時期

平成16年3月1日

6. 監視カメラの概要

(1) 設置場所及び設置台数

- ・施設内のプール、グラウンド及び駐車場に各 2 台、計 6 台の監視カメラを設置する。
- ・施設内の事務室にモニター及び記録装置（ハードディスク）を設置する。

(2) 撮影する画像及び保存方法

- ・監視カメラは、常時稼動し、画像を撮影する。
- ・撮影データは保存専用ハードディスクに記録し、10日間保存する。
- ・記録後 10 日を経過したデータは、順次新しい画像データを上書き保存することにより完全消去する。
- ・記録データは撮影時の状態で保存するものとし、加工しない。

(3) 掲示

- ・カメラ設置場所に「監視カメラ作動中」等と明記した表示を掲示する。

7. 記録データの取り扱い

- ・「佐賀市健康運動センター監視カメラ運用基準」を定め、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者を特定する。
- ・記録データは、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者のみが取り扱う。
- ・ハードディスクを設置する事務室は、閉館時は施錠するとともに、機械による警備を行う。

8. 記録データの外部提供

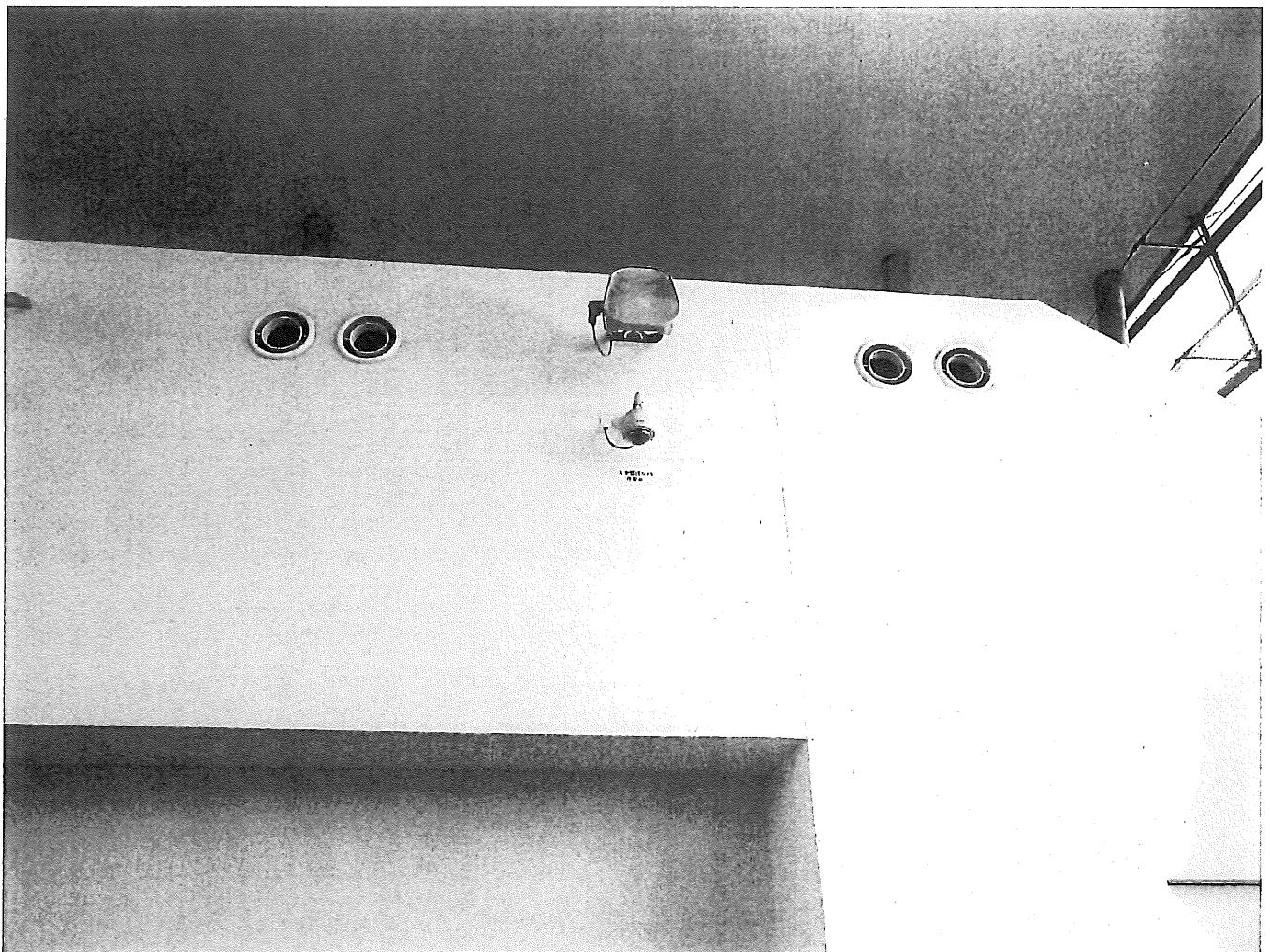
記録データの外部提供については、「佐賀市個人情報保護条例」及び「佐賀市健康運動センター監視カメラ運用基準」に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第 239 条第 2 項の規定（官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。）に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第 197 条第 2 項の規定（捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。）に基づく捜査機関からの照会に対し回答する場合などが考えられる。

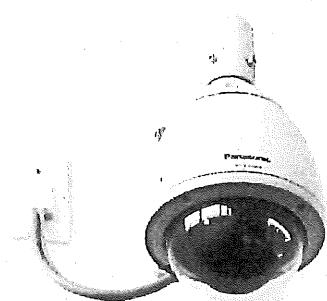
なお、外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複写した上で提供する。

また、提供先には、記録データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。

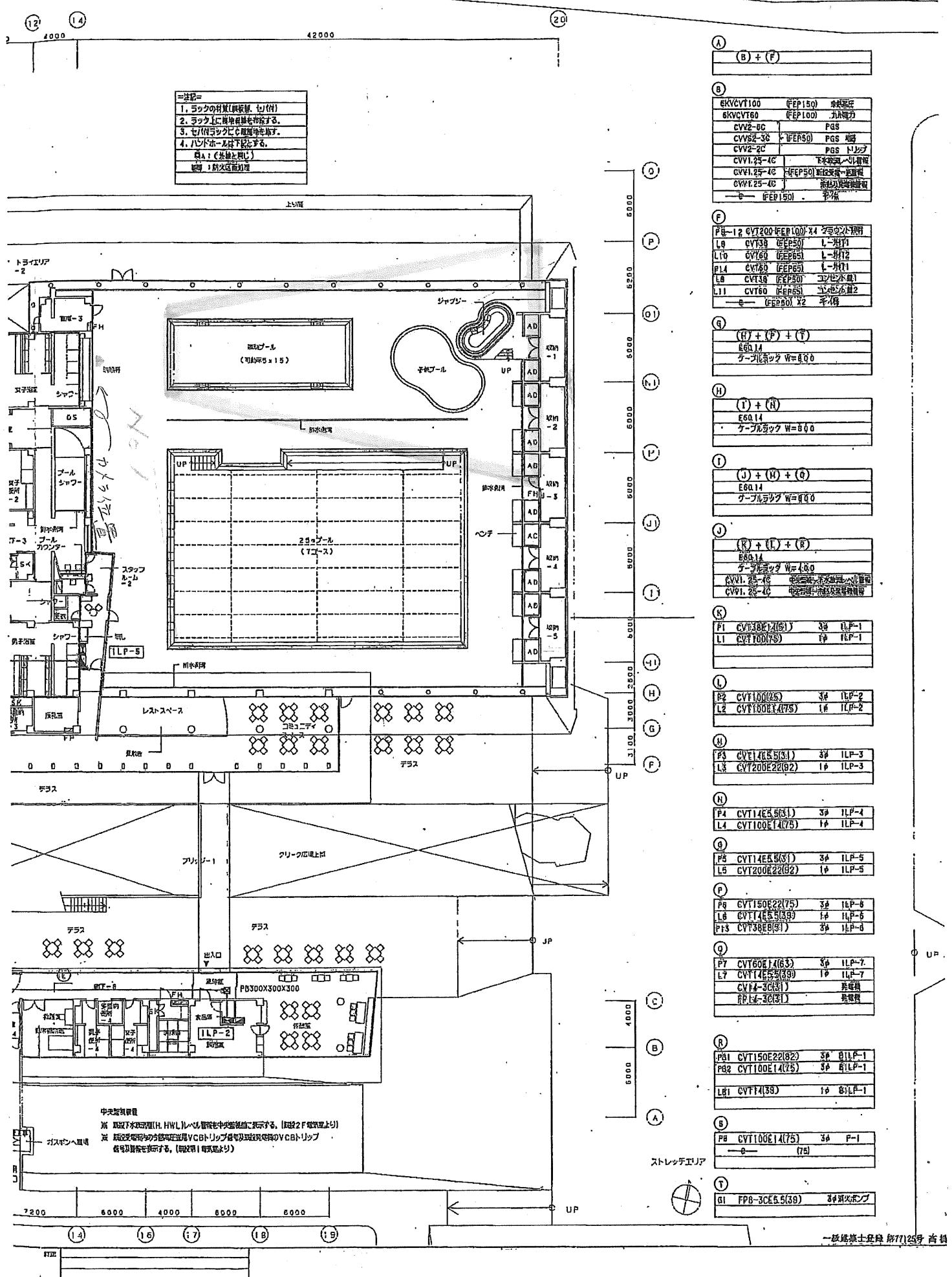
No.1

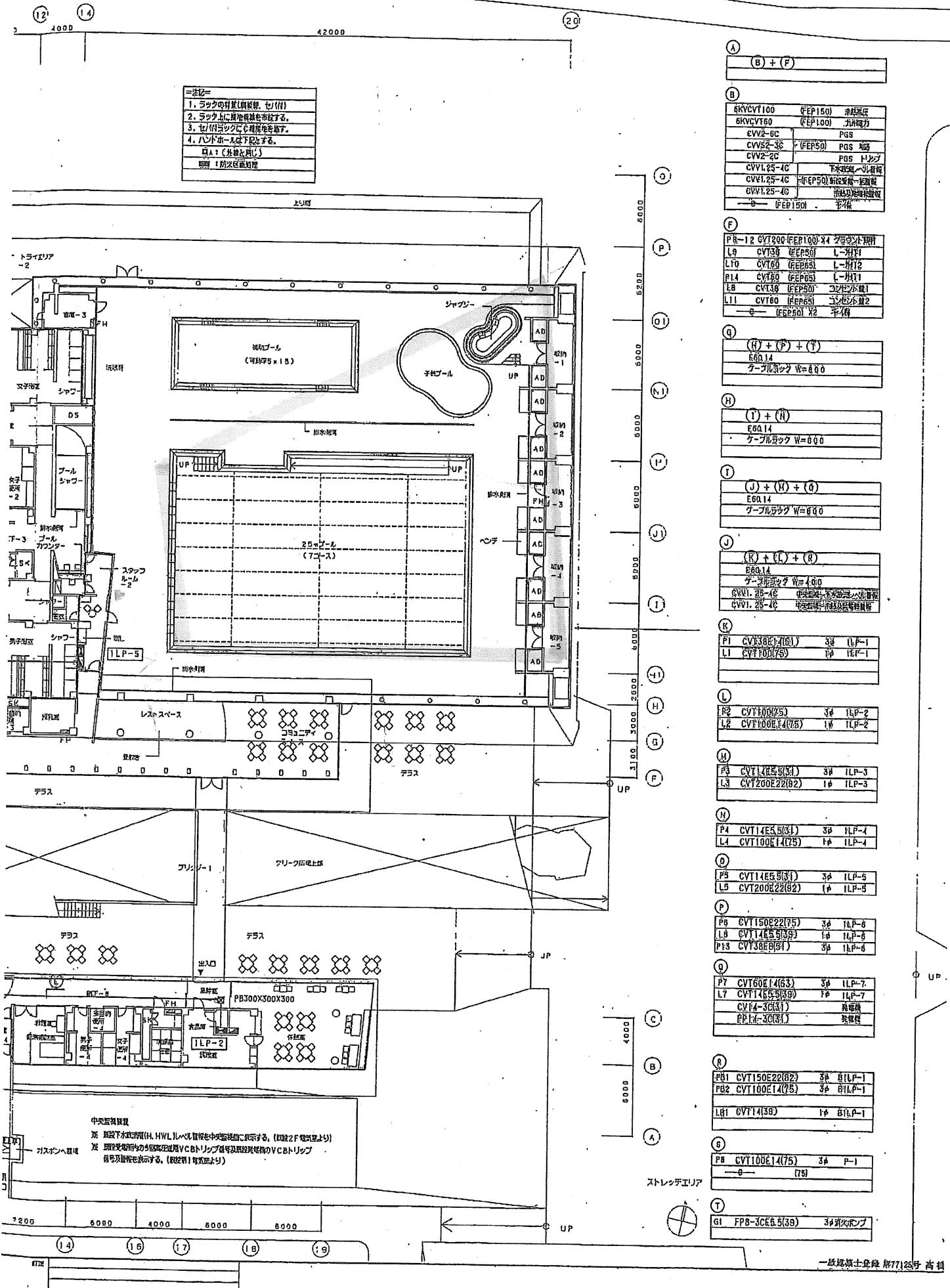


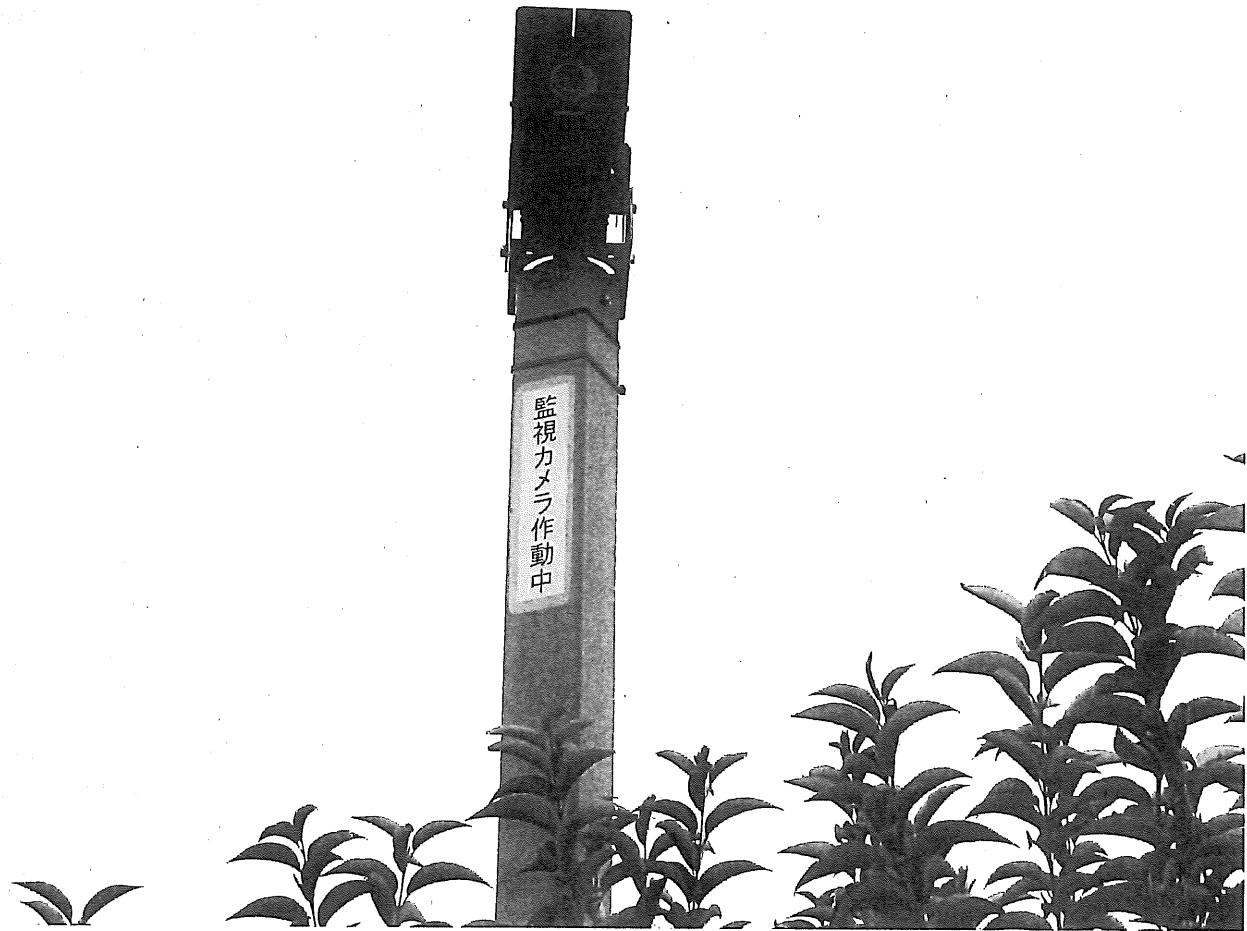
No.2

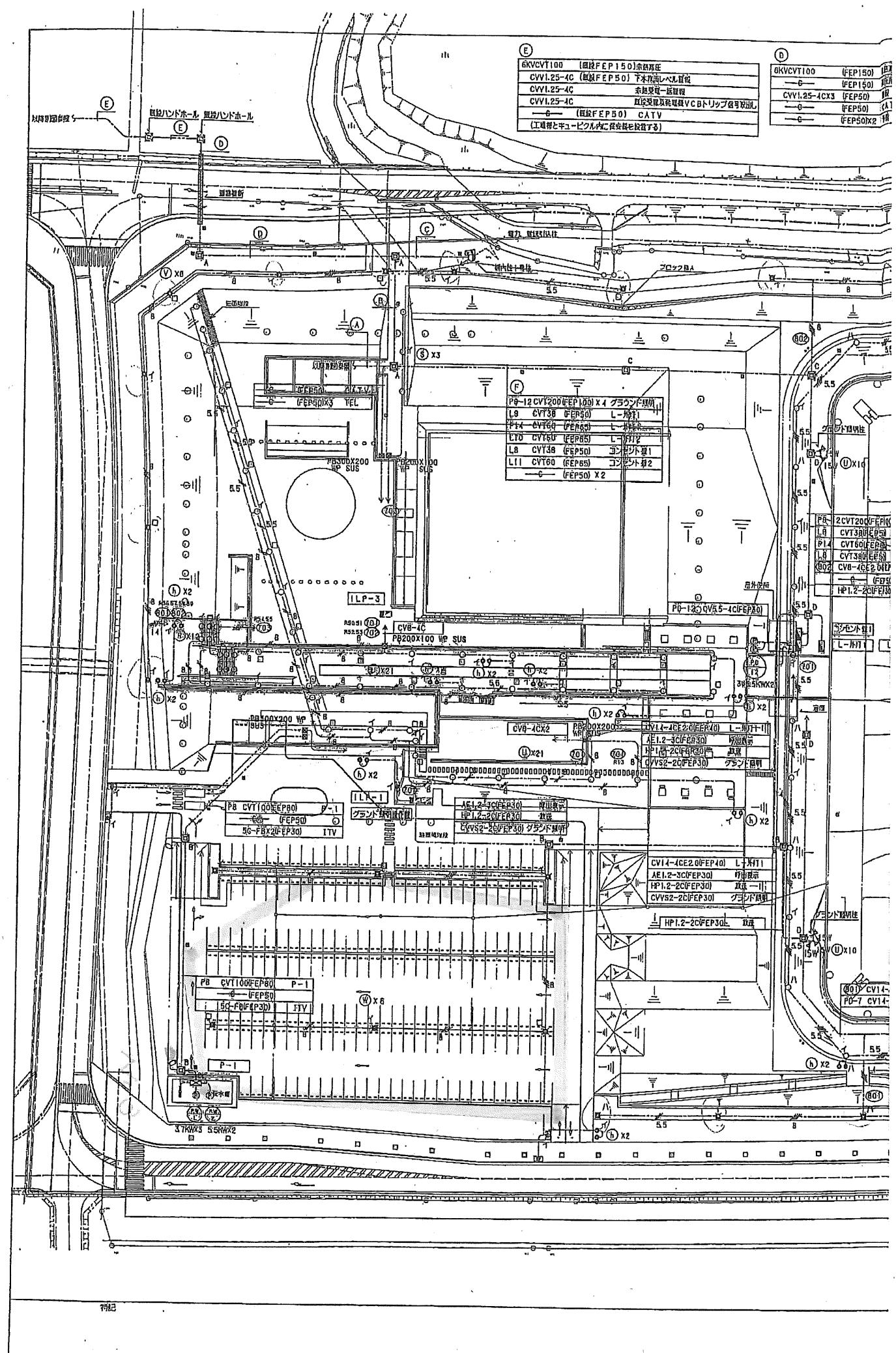


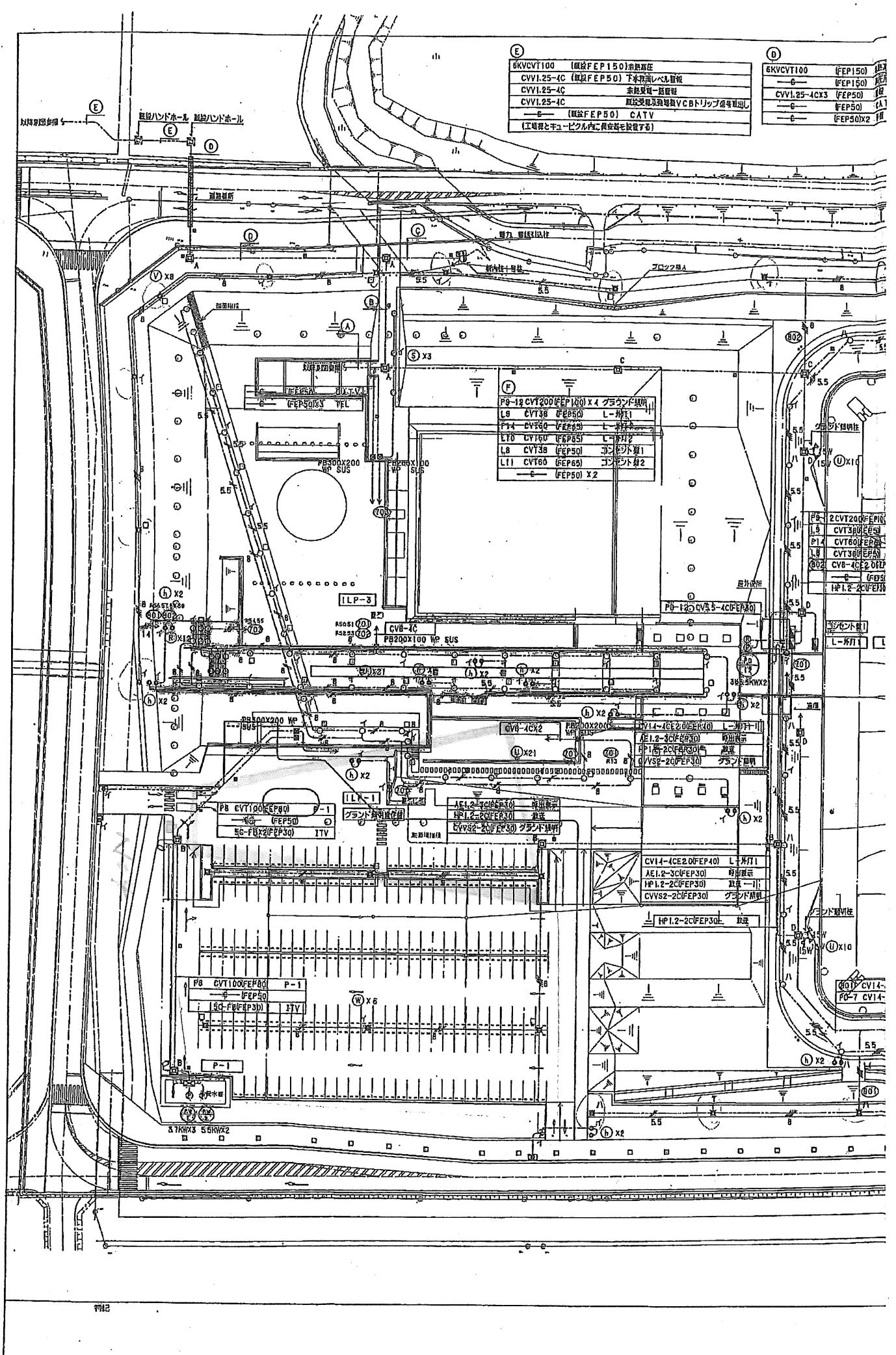
安全監視カメラ
作動中

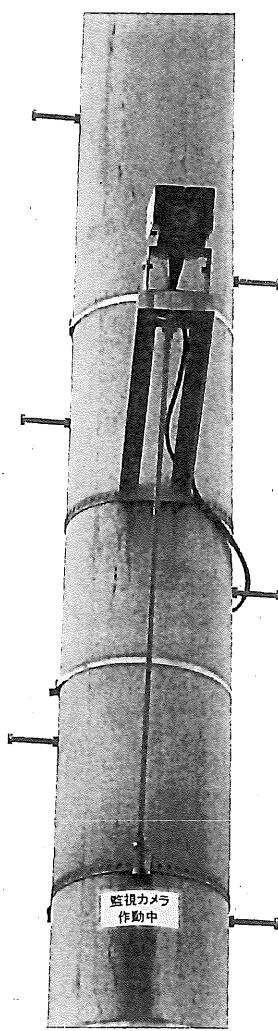
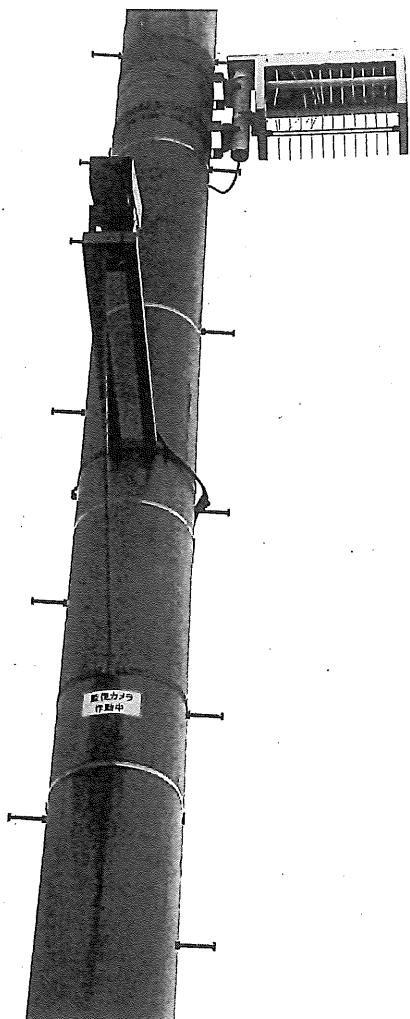


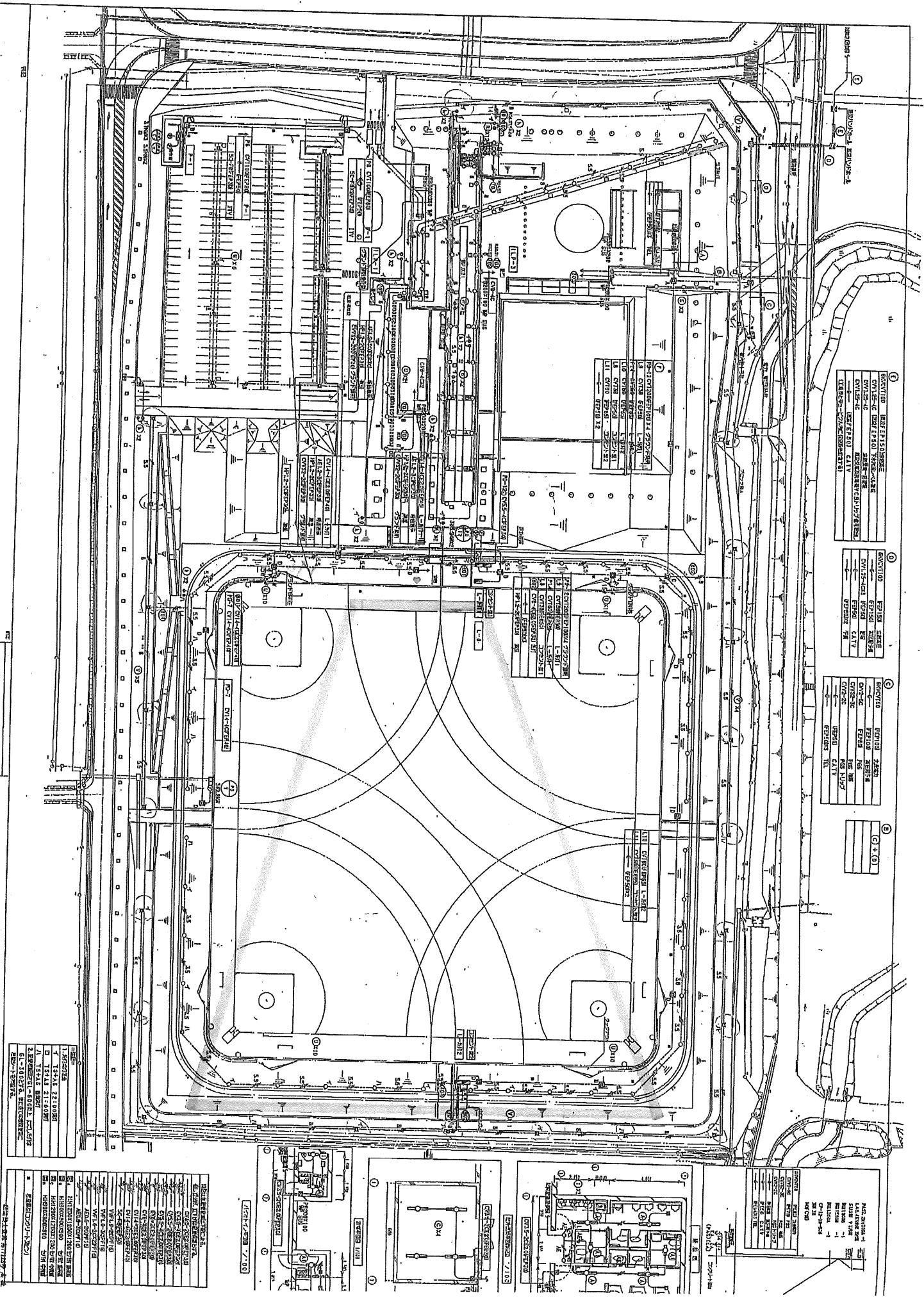


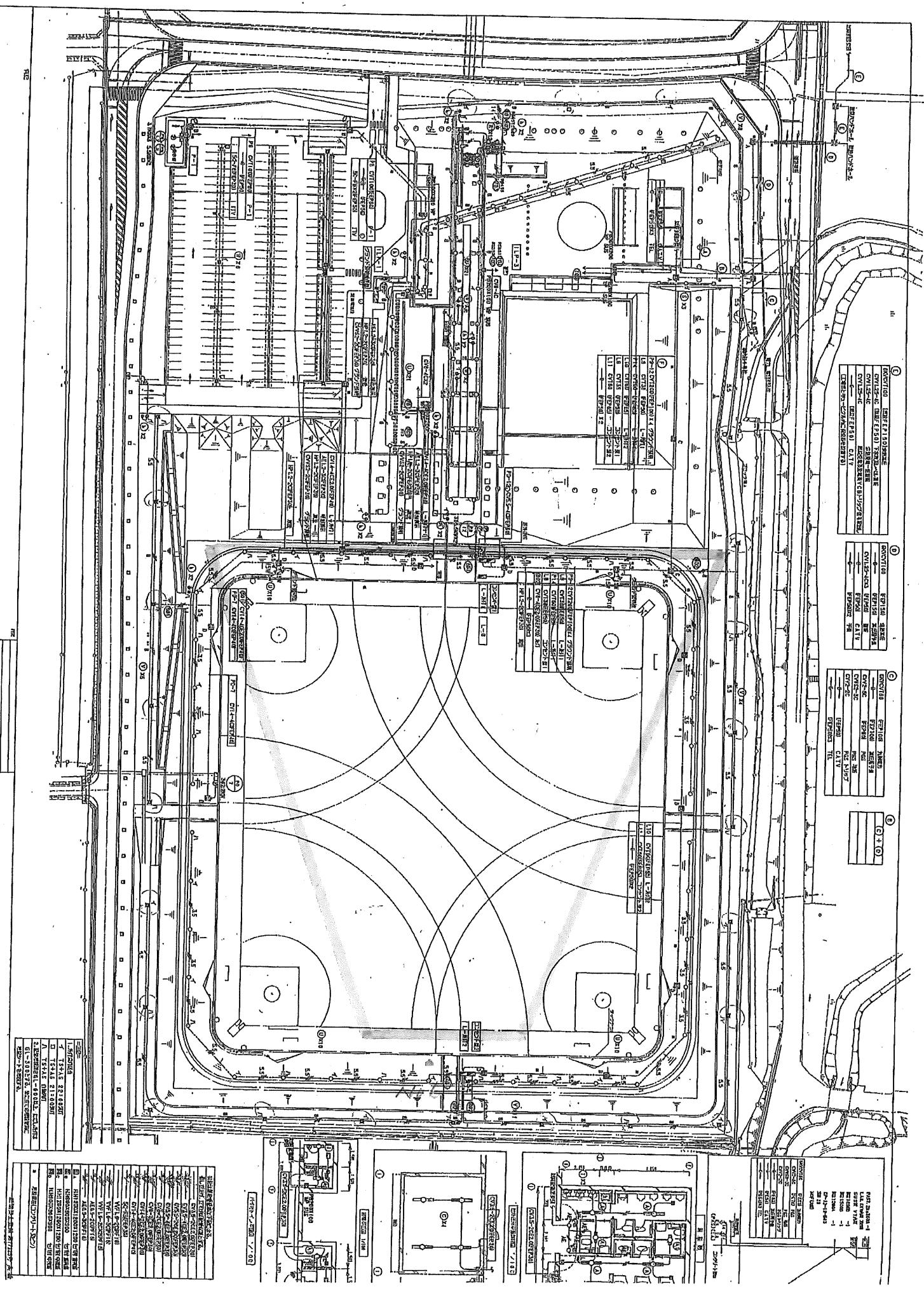












佐賀市健康運動センター監視カメラ運用基準

(目的)

第1条 この運用基準は、佐賀市健康運動センター利用者の安全を確保することを目的として設置する監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）及びこれにより記録された画像情報（以下「画像データ」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(監視カメラの設置)

第2条 監視カメラは、佐賀市健康運動センターにおいて、安全を確保する必要性がある場所から選んで設置する。

2 監視カメラを設置した場所には、監視カメラが作動中である旨の表示をするものとする。

(監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者)

第3条 監視カメラの適正な運用及び管理を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

2 管理者は、佐賀市健康運動センターの指定管理者の代表責任者とし、別に運用に関する協定を締結する。
3 取扱者は、指定管理者職員の中から、管理者が指名する。
4 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。
5 取扱者は、この基準を遵守し、監視カメラ及び画像データの適正な取り扱いに努めなければならない。

(画像データの取り扱い)

第4条 監視カメラは24時間連続して画像を撮影し、画像データは、事務室に設置している保存専用のハードディスクに10日分を記録する。

2 管理者又は取扱者は、設置した監視カメラを定期的に巡回し、異常の有無を確認するとともに、管理者及び取扱者以外の者が閲覧、複写等できないように、閉館時には事務室を施錠し、機械による警備を行う。
3 画像データは、撮影後10日間を経過した場合、順次新しい画像データを上書き保存することにより、前の画像データを完全消去する。
4 画像データは撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

(画像データの提供等の制限)

第5条 画像データは、法令等又は佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合を除くほか、管理者及び取扱者以外のものに貸与、閲覧、複写提供をしてはならない。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、監視カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この基準は平成24年10月16日から実施する。

監視カメラ運用に関する協定書

佐賀市（以下「甲」という。）と健康運動科学研究所・古賀商事連合体（以下「乙」という。）は、佐賀市健康運動センターに設置している監視カメラの運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、佐賀市健康運動センターに設置している監視カメラの運用を適正かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（協定期間）

第2条 協定期間は平成24年10月16日から平成26年3月31日（指定管理満了期間）とする。

（監視カメラの管理者及び監視カメラ取扱者）

第3条 監視カメラの適正な運用及び管理を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

- 2 管理者は、乙の代表責任者とし、取扱者は、乙の職員の中から、管理者が指名する。
- 3 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。
- 4 取扱者は、この基準を遵守し、監視カメラ及び画像データの適正な取り扱いに努めなければならない。

（画像データの取り扱い）

第4条 監視カメラは24時間連続して画像を撮影し、画像データは、事務室に設置している保存専用のハードディスクに10日分を記録する。

- 2 管理者又は取扱者は、設置した監視カメラを定期的に巡回し、異常の有無を確認するとともに、管理者及び取扱者以外の者が閲覧、複写等できないように、閉館時には事務室を施錠し、機械による警備を行う。
- 3 画像データは、撮影後10日間を経過した場合、順次新しい画像データを上書き保存することにより、前の画像データを完全消去する。
- 4 画像データは撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

(画像データの提供等の制限)

第5条 画像データは、法令等又は佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合を除くほか、管理者及び取扱者以外のものに貸与、閲覧、複写提供をしてはならない。

2 画像データの提供について、外部機関等から依頼があった場合、管理者は乙と甲へ速やかに報告し、甲乙協議の上、提供の可否を決定するものとする。

(協議)

第6条 本協定に関し疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成24年10月16日

甲 佐賀市栄町1番1号

佐賀市

佐賀市長 秀島敏行



乙 健康科学研究所・古賀商事連合会

代表者

福岡市天神三丁目11番20号 天神エフビル6F

株式会社健康科学研究所

代表取締役 江口慎

